

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和4年9月16日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、令和5年1月27日から同年2月27日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市商工振興部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和5年1月27日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コープいずみ店
所在地 山口市泉町150の1

2 意見の概要

（大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届け出について）

特に配慮を求める事項はない。

（大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届け出について）

騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項等について配慮を求める。